

答 申

第 1 審議会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報の不開示決定処分（令和 6 年 6 月 11 日付け富人少第 663 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

未成年である本人（以下単に「本人」という。）の法定代理人父（以下「法定代理人」という。）は、令和 6 年 4 月 26 日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次に記載のとおり保有個人情報について開示請求を行った。

令和 5 年 10 月 5 日、富山県〇〇市〇〇町〇番地〇、〇〇様宅で起こった出来事になります。

私の子のあやし方をめぐり、里帰りを行っていた私の妻と妻の実父母との親子喧嘩で掴み合いとなったため、通報で駆け付けた警察が関与した事実や子の状況がわかるものをお願いします。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、開示請求のあった保有個人情報は、その存否を答えることにより、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に規定する不開示情報を開示することになると認められることを理由として、法第 81 条の規定により本件処分を行った。

(2) 審査請求

法定代理人は、本件処分を不服として、令和 6 年 6 月 17 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 本件審査請求の内容

法定代理人が審査請求書等において主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

1 趣旨

保有個人情報の開示をしない旨の決定処分の取消しを求める。

2 理由

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書口の該当性について

乳児期の子は、親子喧嘩、警察の関与、シェルターへの避難等不適切な監護状況が原因で、発達障害や情緒不安定、脳へのダメージを起こす可能性があり、これらの行為は児童虐待に該当すると思われる。

また、実施機関は弁明書において「本開示請求に係る保有個人情報、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、本人を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るとは認められないため、同号ただし書口には該当しない」と弁明しているが、法定代理人が令和6年6月24日付けで高岡児童相談所（以下「児相」という。）へ本人の保有個人情報開示請求をしたところ、児相が作成した本人に関する記録があることが判明した。

この事実は、本人を含む人の生命、健康等に被害が生じる事態が起こっていたため、国の通達に基づき児相が介入したものであり、児童虐待又は児童虐待が疑われるケースに該当すると思われる。よって、本開示請求に係る保有個人情報、不開示にすることにより保護される第三者の権利利益よりも、本人を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ることは客観的に明白である。

(2) 法第78条第1項第7号の該当性について

実施機関は弁明書において「通報者から警察への通報や相談は、自分以外の他者に通報・相談内容を含む個人情報を知られないことを前提として提供されており、通報者や相談者は、提供した個人情報が厳重に保護されるものと信頼して、警察に情報提供を行ったものであるから、その通報記録や警察が関与した記録が露呈すれば、警察に対する個人情報保護の信頼が大きく損なわれ、今後、県民等が警察を信頼し、安心して通報や相談することができなくなることは明白である」と弁明しているが、妻は警察に助けを求めて通報したにも関わらず、その後、SNS上で警察を誹謗中傷する内容の情報発信を一月以上行い、通報者した妻と警察との信頼関係は明らかに破壊されている。

(3) 法第79条及び第80条の該当性について

実施機関は弁明書において「法第78条第1項第2号口に基づき開示を求める旨の主張が認められない以上、法第79条に基づく部分開示を行う必要性も認められない」と弁明しているが、法定代理人の主張は、信義則上正当な利益を有する者の主張であり、富山県知事が部分開示決定をしたように、実施機関においても法第79条に基づく部分開示や法第80条に基づく裁量開示を行うべきである。

第4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び審議会における意見聴取において説明した本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

1 法第78条第1項第2号本文の該当性について

本人は、本件開示請求時点においては0歳の乳児であり、仮に本件開示請求に係る取扱いがあったとしても、一般的に0歳である子が自ら通報することや警察官に事情を説明することが不可能なことからいえば、子を本人とする保有個人情報の請求であっても、必然的に本人以外の第三者の通報に基づく第三者の保有個人情報が対象となり、同号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当することから、本件開示請求に係る保有個人情報は、同号規定の不開示情報に該当する。

2 法第78条第1項第2号ただし書口の該当性について

本件開示請求に係る保有個人情報は、仮に取扱いがあったとしても開示請求者以外の個人に関する情報が対象となるが、請求内容は、法定代理人の妻とその両親による、いわゆる親子喧嘩に起因するものであり、社会通念上、単なる親子喧嘩に関する開示請求者以外の通報等に関する情報について、これを不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、本人を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るとは認められない。

また、通報を受けて臨場した警察官により本人の身体を確認したところ、ケガ等はないなど安全を確認しており、身体的な虐待があったという判断はしていない。このため、現実に本人を含む人の生命、健康等に被害が発生している場合のほか、将来これらが侵害される蓋然性が高いとはいえない。

以上のとおり、仮に本件開示請求に係る取扱いがあったとしても、本件開示請求に係る保有個人情報が不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人（本件開示請求の場合は、通報等を行っている本人以外の第三者）の権利利益よりも、本人を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るとは認められないため、同号ただし書口には該当しない。

3 法第78条第1項第7号の該当性について

一般的に警察が通報を受けて事案対応を行った場合には、通報者からの通報内容、その事案に対する措置や処理結果等の警察の事務又は事業に関する何らかの記録が残される。

警察への通報や相談は、自分以外の他者に通報・相談内容を含む個人情報を知られることがないことを前提として提供されているものであり、通報者や相談者は、提供した個人情報が厳重に保護されるものと信頼して、警察に情報提供を行っている。

仮に本件開示請求に係る取扱いがあったとしても、本人以外の第三者による通報等に基づくものであり、もう一方の法定代理人やその親族等の通報記録や警察が関与した記録が露呈することになれば、警察に対する個人情報保護の信頼が大きく損なわれることとなる。そうなれば、今後、県民等が警察を信頼し、安心して通報や相談等を行うことができなくなることは明白である。

特に、通報者や相談者との信頼関係の構築が事務の成果に直結する警察相談業務や人身安全業務をはじめとする警察業務において、通報者等からの理解や協力が得られず、警察に対して必要な情報が提供されなくなる状況に陥れば、個人の生命、身体、財産の

保護という警察の責務の達成に多大な支障を及ぼすものであり、同号に規定する「事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

よって、本件開示請求に係る保有個人情報、同号規定の不開示情報に該当する。

4 法第 81 条の該当性について

前述のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報にあつては、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号の不開示情報に該当するものではあるが、法第 81 条で規定する「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとき」に該当するか否かを検討した。

仮に本件開示請求に係る取扱いがあつたとしても、本人となる 0 歳の子が自ら通報することや警察官に事情を説明することは不可能であることから、子を本人とする保有個人情報の請求であっても、本人以外の第三者の保有個人情報が対象となることは当然であり、その存否を回答すれば、本件開示請求に係る取扱いがあつたか否かを開示することとなり、法第 78 条第 1 項第 2 号の規定に基づく「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当する不開示情報を開示することとなる。

また、実際にあるかないかに関わらず、その存否を回答すれば、本人以外の第三者の通報等の事実があつたか否かを開示することとなり、そうなれば、通報者からの信頼を損ない今後の協力が得られず、警察の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 7 号の規定に基づく「事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する不開示情報を開示することとなる。

よって、本件開示請求に関しては、開示請求に係る保有個人情報がいかにあるかないかに関わらず、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、上記のとおり実質的に法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号の不開示情報を開示することとなることから、法第 81 条に基づき当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否したものである。

第 5 本件処分に対する審議会の判断

本件審査請求の対象とされている保有個人情報は、令和 5 年 10 月 5 日に、法定代理人の子である本人のあやし方をめぐり、里帰りを行っていた法定代理人の妻と妻の実父母との親子喧嘩で掴み合いとなり、通報で駆け付けた警察が関与した事実や本人の状況がわかるものについての情報であり、法定代理人が本件審査請求を行ったものである。

当審議会では、法定代理人及び実施機関それぞれの主張を踏まえ、実施機関が不開示（存否応答拒否）決定を行った本件処分の不開示情報該当性について、次のとおり判断する。

1 本件処分における法第 78 条第 1 項各号の該当性について

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号本文の該当性について

実施機関は、子を本人とする保有個人情報の請求であっても、必然的に本人以外の第三者の通報に基づく第三者の保有 개인정보が対象となり、本開示請求に係る保有個人情報の存否を答えることで、本人以外の第三者が通報したか否かという情報が明らかとなり、本人以外の特定の個人を識別することができるとして、同号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当することから、本件処分を行った旨、説明している。

そこで検討すると、本件開示請求は、特定年月日に特定個人が特定警察署に通報した際に作成された文書に記載された保有個人情報の開示を請求するものであるところ、本人以外の第三者が通報したか否かという情報は、特定個人による通報の有無に関する情報であることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

よって、本人以外の第三者が通報したか否かという情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書口の該当性について

実施機関は、請求内容は、法定代理人の妻とその両親による、いわゆる親子喧嘩に起因するものであり、社会通念上、単なる親子喧嘩に関する開示請求者以外の通報等に関する情報について、これを不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、本人を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るとは認められないため、同号ただし書口には該当しない旨、説明している。

「富山県個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」によれば、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとするとしている。

そこで検討すると、本件開示請求に係る情報は、実施機関が保有する特定の個人に関する情報であることから、本件開示請求については、特定の個人が実施機関及び関係機関と何らかの関わりを持ったか否かという情報を含め、本人以外の第三者が通報したか否かという情報を開示することによって確保される本人の生命、健康、生活又は財産の権利利益と、不開示とすることによって保護される第三者の権利利益を比較衡量すると、前者の利益が後者の利益より優先されるべき特段の事情は認められなかった。

よって、本人以外の第三者が通報したか否かという情報は、同号ただし書口には該当しない。

(3) 法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

実施機関の「警察への通報や相談は、自分以外の他者に通報・相談内容を含む個人情報を知られることがないことを前提として提供されているものであり、通報者や相談者は、提供した個人情報に厳重に保護されるものと信頼して、警察に情報提供を行っている。仮に本件開示請求に係る取扱いがあったとしても、本人以外の第三者による通報等に基づくものであり、もう一方の法定代理人やその親族等の通報記録や警察が関与した記録が露呈することになれば、警察に対する個人情報保護の信頼が大きく損なわれることとなる。そうなれば、今後、県民等が警察を信頼し、安心して通報や相談等を行うことができなくなることは明白である。特に、通報者や相談者との信頼関係の構築が事務の成果に直結する警察相談業務や人身安全業務をはじめとする警察業務において、通報者等からの理解や協力が得られず、警察に対して必要な情報が提供されなくなる状況に陥れば、個人の生命、身体、財産の保護という警察の責務の達成に多大な支障を及ぼす」との説明には、不合理な点はなく、警察が提供を受けた個人情報を安易に他者に開示すれば、県民等が警察による事情聴取等に協力しなくなり、警察の業務の遂行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

よって、本人以外の第三者が通報したか否かという情報は、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に規定する不開示情報に該当する。

2 法第 81 条の該当性について

開示請求に係る保有個人情報の内容によっては、その存否を明らかにするだけで、法第 78 条第 1 項各号に規定する不開示情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には保有個人情報の存否を明らかにせずに不開示決定を行うことを認めているのが、法第 81 条の規定である。

上記 1 で検討したとおり、本人以外の第三者が通報したか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）は法第 78 条第 1 項第 2 号本文及び第 7 号の不開示情報に該当し、その存否を明らかにするだけで、特定の個人に関する不開示情報を開示することになるため、法第 81 条の規定により保有個人情報の不開示決定（存否応答拒否）を行った実施機関の本件処分は妥当であったと認められる。

3 法定代理人のその他の主張について

本件存否情報は、上記 2 のとおり、法第 81 条の規定による存否応答拒否が妥当であると認められることから、法第 79 条の該当性については、判断しない。

また、法第 80 条の裁量的開示については、当該規定に基づく開示を行わなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認めることはできない。

4 結論

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議会の開催経過

審議会の開催経過の概要は、下記のとおりである。

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和 6 年 10 月 1 日	実施機関から諮問書を受理
令和 7 年 2 月 14 日 (第 88 回審議会)	諮問事案の概要説明
令和 7 年 3 月 27 日 (第 89 回審議会)	実施機関から意見を聴取 審議
令和 7 年 6 月 3 日 (第 90 回審議会)	審議
令和 7 年 7 月 8 日 (第 91 回審議会)	審議

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 原 弘 之	弁護士	会長職務代理
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	元 富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	富山県商工会議所連合会常任理事	
廣 野 聡	弁護士	